

要 望 書

令和元年 11月21日

福島県商工会連合会

会長 轡田 倉治

1 令和元年台風第19号被害に対する中小・小規模事業者支援について

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金等の実施

台風により被災した事業者には、中堅企業も含まれていることから被害額が大きな企業も多く、中小・小規模事業者向けの補助金等が不足されます。

については、復旧を加速させるために中小企業全般を対象とするグループ補助金の実施と予算確保を要望します。

(2) 被災事業者向け小規模事業者持続化補助金の実施

商工会地域においては、小売業、サービス業等を中心に高齢の小規模事業者が多いことから、やむを得ず廃業せざるを得ないこととならないよう負担の軽減を図る必要がある。

また、建物・機械装置・車両等が大きく損壊しているとの報告もあり、事業の再開にあたっては多額の資金を必要とすることから、被災事業者向け小規模事業者持続化補助金を早期に実施することはもとより、通常のス持続化補助金に比べ補助上限額の引上げと要件の緩和を要望します。

(3) 中小・中堅企業における建物・設備・機器等投資への支援の実施

建物・設備・機器等の被害規模が数億円にのぼると想定される中小・中堅企業もあることから、復興事業の再建に向け、新たな建物・設備・機器等への投資を支援する新たな補助制度を創設するよう要望します。

(4) 既往債務買取り等による二重債務問題への対応

今回の台風により被害を受けた中小・小規模事業者の多くが既往債務を抱えており、そのため経営者が再建のため新たな借入れを起こす意欲を減退させ、復旧・復興の足かせになっている。

一日も早い被災中小・小規模企業者の事業再建を成し遂げるため、公的機関による既往債務の買取りの実施、買取りの際の金融機関に対する新規融資の義務化

を図るなど、きめ細やかな支援の枠組みを構築するよう要望します。

(5) 災害関連金融制度の実施及び支援体制の整備

今回の大規模かつ甚大な被害に鑑み、東日本大震災や昨年西日本豪雨等の際に講じられた災害マル経（小規模事業者経営改善資金の拡充）を実施するとともに、無利子の特別貸付等の制度も講じていただくよう要望します。

また、上記制度を実行するうえで、国、県、日本政策金融公庫と被災地の商工会が連携し被災事業者の相談対応を行うにあたり、迅速な融資実行を図ることができるよう支援体制の整備をお願いします。

(6) 所得税・法人税・消費税等の申告手続きの延長及び簡素化等

河川の氾濫等による浸水、土砂崩れ等による店舗・施設の倒壊等により、帳簿、領収書等の記録が流出し、税務申告等に支障をきたす状況となっていることから、所得税・法人税・消費税に係る申告手続き等の延長及び簡素化等が講じられるよう要望します。

(7) 流入した土砂・ゴミ等の撤去費用に対する支援の実施

今回の台風においては、店舗等に土砂が流入するなど、壊滅的な被害を被った中小・小規模事業者が多いが、土砂・ゴミ等の撤去にあたるボランティアについては、人道上の見地から住居等への支援が優先され、店舗等への支援は後回しになりがちである。

事業の再開にあたっては、土砂・ゴミ等を撤去しているが、多額の費用がかかり、中小・小規模事業者にとっては過重な負担となっている。

については、土砂・ゴミ等の撤去費用について支援を実施頂くよう要望します。

(8) 事業用設備等のレンタル料に対する補助制度の創設

浸水等の被害により事業用設備が使用できなくなり、事業停止に追い込まれている中小・小規模事業者においては、修理あるいは設備の新規調達するまでに相当の期間を要することから、早期の事業再開を後押しするため事業用設備・車両等に係るレンタル料を一定期間補助する制度を創設するよう要望します。

(9) 復興支援フェア等による中小・小規模事業者の販路開拓支援

被災した中小・小規模事業者は、事業再開に向けて多額の資金を要するばかりでなく、相当期間の休業を余儀なくされることにより既存の販売ルートが失われることも危惧される。

については、商工会や商店街等が実施する復興イベントや全国規模で開催する復興支援フェア等の開催及び観光PRを支援するための事業の創設を要望します。

(10) 観光関連産業等に係る風評被害対策

宿泊業者を中心に既に多くの予約のキャンセルが発生しており、今後も観光業者等に与える悪影響の拡大が懸念される。被災のあった観光地のイメージ回復に向けたイベントや情報発信等に対する支援を行うよう要望します。

(11) 商工会による中小・小規模事業者支援体制の強化

河川の氾濫等による被災した中小・小規模事業者に対する専門家による相談事業や、補助金・融資申請業務等の処理に係る人件費、全国各地から応援職員の派遣費用など、西日本豪雨時に講じられた中小・小規模事業者支援体制の強化に対する国費による支援を行うよう要望します。

(12) 支援拠点としての商工会館の修繕・改修に係る支援

被災した中小・小規模事業者の支援にあたる商工会館は、災害時の支援拠点となることから、今回の台風で被害を被った会館の修繕・改修に係る支援を行うよう要望します。

2 東日本大震災及び原子力災害の克服と産業復興再生支援強化について

(1) 復興・創生に向けた復興期間以降の支援の継続

東日本大震災及び原子力災害の被災県は、復興期間のうち後期5年間にあたる「復興・創生期間（平成28～令和2年度）」の終盤を迎えておりますが、未だ戻れない大熊町、双葉町の帰還困難区域や津波浸水地域の中心市街地整備の長期化や中間貯蔵施設の整備の遅れ、廃炉・汚染水対策をはじめ、輸入制限等の根強い風評、加速する風化など課題が山積しており、復興に向けた取り組みは、なお相

当の年月を要さざるを得ない状況にあります。

こうした課題に対応するため、現行10年の復興期間以降の支援を継続するとともに、復興庁の後継機関の設置並びに復興財源の確保について要望します。

(2) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金等の継続

福島県の帰還困難区域の商工会は、これからグループ補助金を必要とする地域も多いことから、補助制度の継続をお願いします。

また、原子力災害の避難指示区域においては、住民の帰還のためにはその要望にきめ細かく対応できる小規模事業者による小売・サービス業等の事業再開が不可欠であることから、原子力被災事業者再開等支援補助金の継続及び福島県における原子力災害の小規模事業者に配慮した本制度の拡充を要望します。

(3) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の拡充

復興にとって企業立地補助金は、工場等の新增設を促進し雇用を創出する欠かすことのできない補助制度ではありますが、補助率が最も条件の良いものでも「二分の一」ととどまるなど自己資金の確保に苦慮していることから、来年度以降の補助率の引き上げと十分な予算措置を講じていただくようお願いします。

加えて、原子力災害に伴う福島県の避難指示区域等を対象に雇用の創出を図る自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の継続及び投下固定資産額下限額の撤廃、新規地元雇用者の要件緩和を要望します。

(4) 風評被害対策の強化

東日本大震災や原子力災害による風評被害は長期化しており、観光客数及び教育旅行受入数は依然として震災前を下回る状況が続いており、関連する業種への影響も深刻なものとなっております。

また、農林水産物等地場産品は、輸入制限や市況価格の低迷など風評被害が根強く、時間の経過とともに益々複雑化しています。

については、風評被害払拭のためのPRとして、観光をメインとした観光復興キャンペーン等の交流人口拡大策を強化するとともに、農林水産物等の輸入制限解除に向けて関係方面への働きかけていただくよう要望します。

(5) 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施

東京電力は平成29年度以降も原発事故との相当因果関係が認められる損害が継続する場合は、適切に賠償するとしております。

しかし、一括賠償後の追加賠償においては、10月末現在で請求者935件の内18件が支払済で、審査中が134件になっている。また、約700件が断られている中で、200件以上が売上指標等の回復で断られている。

については、早急に請求者に対し納得する回答をだすとともに、被害事業者に対する統計資料等を用いて損害賠償の判定を行う場合は適切かつ客観的な資料を活用し、確実に支払を実施するよう求めます。

また、原発事故から10年が経過すれば損害賠償請求権について時効となることから一括賠償後の損害賠償を迅速かつ適切に実施させるため、東京電力に対し個別具体的な事情に誠意を持って対応するよう強い指導を要望します。

(6) 東京電力福島第一原発事故の汚染水処理問題への早急な対応

福島第一原子力発電所で大量に発生している汚染水の海洋への流出問題は、福島県をはじめ隣接県の復興、風評被害の払拭に深刻な影響を及ぼしています。

福島県及び隣接県の魚介類に対するイメージは益々悪化し、漁業のみならず流通全体への影響は計り知れません。については、早急に適切な措置を講じていただくよう要望します。

(7) 東京電力福島第二原発の廃炉に対する核燃料問題への対応

福島第二原子力発電所の核燃料の一時保管を前提に廃炉が確定しましたが、敷地内の燃料プールに約1万体の使用済み核燃料があり、早期に全量を県外に搬出するようお願いいたします。また、廃炉作業に伴う資機材の調達を含め地元企業が最優先で参画できるよう要望します。

(8) 福島復興再生特別措置法による各般の施策の確実かつ早期実行

原子力災害による深刻かつ大きな被害を受けた福島県の復興・再生のために国が策定した福島復興再生基本方針に基づく諸施策と特別措置については、十分な予算を確保し確実に実行していただくよう要望します。

特に、避難解除等区域の復興・再生の特別措置においては、地域住民の帰還や企業の事業再開が容易にできるよう、税制の特例措置や大幅な減税措置の拡大を早急に講じていただくようお願いいたします。

(9) 福島相双復興官民合同チームによる支援策の充実強化

福島相双復興官民合同チームにおいては、福島の復興及び再生に関する施策を継続的かつ迅速に実施していただくとともに、多くの事業者が帰還・事業再開できるよう事業者の販路開拓支援等について確実に実行していただくよう要望します。

特に、福島第一原子力発電所の廃炉には30年以上の長い時間を要するため、地域再生には再開事業者の定着、企業誘致や人材確保といった中長期的な支援が必要であり、被災地区の事業者の声を国へ直接繋ぎ、事業者に対する継続的、かつ柔軟な事業再開等へ向けた支援をお願いします。

(10) 被災事業者の販路拡大の支援

被災した中小企業・小規模事業者の一度失った販路の回復は大変厳しく、販路開拓に向け努力はしているものの、8年半が経過した現在でも、多くの被災事業者は震災前の売上には回復していない状況にあることから、さらなる販路の回復・拡大を図るため、首都圏や大都市等、また海外での見本市や展示会の開催、被災地での商談会の開催等、販路拡大に対する支援措置を講じていただくよう要望します。

また、小規模事業者持続化補助金が販路回復に高い評価を得ていることから、被災事業者の補助金上限額を上げる等、特別の支援措置を講じていただくようお願いします。

(11) 雇用の維持・創出の支援

被災地においては求人難が深刻で、人手不足が事業再建の障害になっており、このことにより復興に遅れが生じています。

自治体と一体となったU、I、Jターン等の人材確保キャンペーンに取り組むとともに、事業復興型雇用助成金の継続と助成要件の緩和を実施する等の一層の支援措置を講じていただくよう要望します。

また、国の工事や物品等の発注に当たり、地域経済活性化の観点から中小企業・小規模事業者の事業活動や地域貢献活動等を評価した優先発注、少額随意契約や、分離・分割発注の積極的推進等、被災地域内の経済循環の促進に向けた総合的な官公需施策を講じていただくようお願いします。

3 中小企業等の復興・事業継続を推進する商工会等に対する支援措置の拡充について

(1) 商工会館の復旧建設補助金の継続支援

商工会は、地域中小企業・小規模事業者の拠り所であり、その機能と施設は中小企業施策を推進するうえで、誠に有意義かつ必要不可欠ですが、東日本大震災で被災した商工会館の一部は、未だ修繕・整備には至っていない状況です。

ついては、支援拠点である商工会館の復旧にかかる十分な予算措置の継続を要望します。

(2) 被災地域の商工会等への支援

被災地域の中小企業・小規模事業者が再建を図るうえでは、伴走型での継続的かつ的確な経営相談・支援が求められていることから、震災直後からその体制の強化を図ってきました。

ついては、被災した中小企業・小規模事業者が復興を果たすまでの間、商工会の人員体制の強化・拡充のための予算措置を講じていただくよう要望します。

(3) 復興創生期間後の支援人員の配置について

福島第一原発事故から8年半が経過した現在でも、避難指示等の対象である12市町村は住民の帰還も進まず、避難事業者は事業再開等に苦慮している状況が続いております。

また、風評被害の影響も依然として強く、震災前までの回復への見通しは立たず厳しい経営環境を強いられ深刻化しております。

ついては、事業再建・自立、地域経済再生に向けた支援策などに対応し、復興・再建を成し遂げるために、令和3年度以降の「復興・創生期間」後も復興支援人員配置事業が継続できるよう、復興財源の確実な措置を要望します。

4 被災地域のインフラ整備促進について

(1) 幹線道路の早期整備促進

東日本大震災や原子力災害による被災地域の復旧・復興関連事業の加速化を図るうえで重要な各地の高速道路・国道等幹線道路では、復旧・復興に伴う工事車両などにより交通渋滞が発生し、地域で暮らす人々の生活に支障をきたすだけでなく、観光振興や経済活動においても経済的な損失が大きいことから、一刻も早い渋滞解消に向けた整備促進について早急な対策を講じていただくよう要望します。

特に、福島県については、除染廃棄物を保管する中間貯蔵施設への輸送や指定廃棄物の最終処分場への輸送路になることはもちろんのこと、大規模な自然災害等の有事の際には住民の命を守る避難経路となることから、交通渋滞対策や一般通行車への安全対策面からも常磐自動車道と国道6号線の4車線化をお願いします。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町1番20号（コラッセふくしま 9F）
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413